

社会福祉法人前橋市社会福祉協議会

女性の職業生活における活躍の推進に関する法に基づく
「一般事業主行動計画」

前橋市社会福祉協議会は、職員の82%が女性であり、女性が活躍できる職場である。また、女性が継続して就業できるよう、育児・介護休業や育児時間制度を積極的に取得できるように職場環境づくりに取り組んでいる。

本会は、全ての職員が仕事と子育て、介護を両立させることができ、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日までの3年間

2 達成しようとする目標

【目標1】:「管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合を50%とする」

<具体的な取り組み>

女性職員の活躍の推進及び採用・管理職登用の促進を図るとともに、計画的な人材育成及び職場環境の整備に努める。

○令和8年4月～令和9年3月

女性管理職登用のための数値目標を具体的に設定し、管理職間で共有し、昇格を検討する際に目標値を達成できるかを検討する。ただし、数値目標とする。

○令和8年7月

ハローワークや求人サイトで職員募集を行う際に、女性応募を意識した表現へと見直す。

【目標2】:「女性職員の平均勤続年数10年以上を維持する」

<具体的な取り組み>

子育て・介護の両立支援を行い、女性職員のキャリア形成の支援や離職理由の把握を行うことで、職場環境の改善に努める。

○令和8年4月～令和9年3月

休暇取得の促進、時間外労働の削減に努める。

○令和8年4月

育児・介護の両立支援について職員へ情報周知する。

3 女性活躍推進法に基づく情報公開

「女性の活躍推進企業データベース」にて公開